

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した 世帯の学生に対する授業料免除（令和4年度後期分）について

名古屋大学は、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対して、当該申請に基づき、令和4年度名古屋大学授業料免除の一環として、家計急変後の所得状況に応じた免除選考を実施します。

1. 申請対象者の範囲

日本人等学部学生で新制度給付奨学金の申請資格がない者、大学院学生、私費外国人留学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変後の家計支持者の所得が、「2. 申請条件」を満たす者

※ 新制度給付奨学金の申請資格がある方（既に給付奨学生となっている方や申請予定の方を含みます）は、新制度給付奨学金の家計急変採用に申請してください。

2. 申請条件

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の(1)および(2)の基準をいずれも満たす場合

- (1) 家計支持者が、国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は日本学生支援機構の例に準ずる（※1））を提出できること、または、家計支持者の事由発生後の所得（※2）が、2021年、2020年または2019年所得と比較し、2分の1以下となっていること。
- (2) 事由発生後の世帯の所得が、大学が実施する授業料免除の免除基準の範囲内となっていること。

※1 日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」（以下 URL）を参照すること。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

ただし、「特別定額給付金」「学生支援緊急給付金」は含まない。

※2 事由発生後の所得を証明する書類に基づき家計基準を評価することとし、原則、直近3か月（5・6・7月）分を4倍したものとする。

3. 提出書類

名古屋大学授業料免除申込システムに表示された必要書類に加え（書類についての詳細は [2022年度名古屋大学授業料免除申請要領 P.82~86](#) を参照すること）、以下の書類を提出してください。

(1) （家計急変による免除申請者全員必須）

「（家計急変様式1）家計急変による授業料免除申請書」

(2) （事由発生が2020年で2019年の所得と比較して1/2以下となっている場合）

「2020年度(2019年分収入)の所得課税証明書」（家計支持者のもの）

(3) （事由発生が2021年で2020年の所得と比較して1/2以下となっている場合）

「2021年度(2020年分収入)の所得課税証明書」（家計支持者のもの）

(4) （利用している場合のみ）

国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（上記※1参照）

(5) （給与所得者の場合必須）

家計支持者の令和4年5・6・7月分の給与がわかる給与明細の写し

または勤務先が作成した「（家計急変様式2）家計急変給与見込証明書」

(5) (給与所得者以外の場合必須)

「(家計急変様式3) 家計急変減収申立書」および減収率を証明する書類

4. 申請手順及び提出期限

申請にあたっては申請期間内に授業料免除申込システムにアクセス、情報の入力を行い表示された必要書類と家計急変様式を提出先に提出してください。

【システム利用可能期間】

2022 年度前期以前在学生：8 月 29 日(月)～9 月 20 日(火) 17 時

2022 年度後期新入生：10 月 13 日(木)～10 月 24 日(月) 17 時

提出期限は提出先により異なります。提出方法とあわせて以下を確認してください。

提出先→(学部生：学生支援課/大学院生：所属研究科)

<http://kouho.jimu.nagoya->

[u.ac.jp/academics/scholarship/exemption/exemptionsub/2022list_of_submission_and_contact_information_1.html](http://kouho.jimu.nagoya-u.ac.jp/academics/scholarship/exemption/exemptionsub/2022list_of_submission_and_contact_information_1.html)

5. 注意事項

- 提出期限後の申請は受けません。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生の授業料免除申請は、直近の経済状況に基づき審査を行うため、学期ごとの申請が必要です（前期後期同時申請はできません）。
- すでに前後期同時での授業料免除申請を行っている方は、必要書類を提出することで家計急変として申請することが可能です。なお、前期の免除結果への影響はございません。
- 学部学生で新制度の要件を満たしていると思われる場合は、必ず、新制度（日本学生支援機構給付奨学金家計急変採用＋授業料減免認定）を申請してください。
- 新型コロナウイルス感染症による家計急変の申請後、家計急変の基準を満たさない場合は、通常の授業料免除申請(後期分のみ)として取り扱います。
- 結果通知は、12月中旬頃、名大ポータルを通じて行います。

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度 (年収～380万円程度(両親・子2人世帯の場合))

・**授業料等減免** 年額最大70万円
(住民税非課税世帯・私立大学生の場合。別途入学金も支援)

・**給付型奨学金** 年額最大91万円
(住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合。)

※令和4年4月から各学校で申込受付開始
※**新型コロナの影響で家計が急変した場合も随時申込み可!**

返済不要!



修学支援
新制度

「高等教育の修学支援」
公式キャラクター
・まねこ先生(左)
・まなびーニャ(右)

具体的な要件や
申請手続きの
詳細はこちら



日本学生支援機構(JASSO)の貸与型奨学金

無利子:年収～850万円程度/有利子:年収～1,200万円程度(両親・子2人世帯の場合)

- 無利子** 月額最大6.4万円(年額76.8万円)の貸与
- 有利子** 月額最大12万円(年額144万円)の貸与

※令和4年4月から各学校で申込受付開始
※**新型コロナの影響で家計が急変した場合も随時申込み可!**

・無利子・有利子ともに、既に採用されている方で一時的にまとまった費用が必要な場合は、7月に7～9月分の振込を受けることも可能!

・有利子については、新型コロナの影響で就職が決まらず、やむなく在学期間を延長する学生等や、ボランティア等により休学する学生等への貸与なども実施!

・返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり返還月額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策を整備

大学等独自の授業料等減免など (「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯)

・経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予**や**大学等独自に授業料等減免**を行っている場合がありますので、個別に大学等に御相談ください。

アルバイト収入の減少にお悩みの学生等へ

日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金

家庭から多額の仕送りを受けておらず、アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対し柔軟化した無利子奨学金事業を実施。

○**無利子** 月額2万～最大12万円(院生は最大15万円)の貸与

※各学校で随時申込を受付中! 申込後、最短で翌月口座に振込開始!
※既存の無利子奨学金と併せて貸与を受けることも可能であり、その場合最大約18万円を無利子で利用可能
※幅広い世帯が対象となるよう、約1,200万円まで目安年収を拡充!

その他支援策

生活に困難な方のその他支援策

- ・国の教育ローン(日本政策金融公庫) **学生1人に最大450万円融資**
- ・緊急小口資金(特例貸付) **最大20万円の貸付債務免除の特例あり**
- ・生活福祉貸付金(教育支援資金) **最大月6.5万円無利子で貸付**
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ
- ・新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金
- ・雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金
(新型コロナに伴う特例措置)



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

授業料・入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間 2022年4月以降(学校ごとに異なります)

○2021年度に申し込めなかった人、または認定を受けられなかった人でも4月以降に申し込めます!

○収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。
(世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)

○特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう!

- ・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
- ・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】

くわしい情報はこちら

文部科学省
特設HP



高等教育の修学支援
LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は,
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

大学・専門学校等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和3年11月現在)

国の教育ローン（日本政策金融公庫）

貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応 (例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内)
利息	年1.65%（固定金利）※2021年11月時点
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、 受験費用は合格前から借入れ可能 。 低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）

貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが 困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後20年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 (市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。) 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資

貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.66%程度（固定金利）※2021年9月1日現在
備考	<ul style="list-style-type: none"> 入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。